

長浜市有機農業推進協議会栽培基準

○育苗の段階において、種子は F1 品種、在来種、固定種等の種別は問わない。種子消毒の有無も問わない。また、育苗培土も有機 JAS に準ずるような資材を使用する必要はない。しかし、品種名、薬剤使用の有無、培土の商品名等、育苗の履歴は記録するようにする。

○苗の購入も可とするが、農薬使用履歴があるものに限る。

○協議会会員は、年数回各々の圃場を土壌分析にかけ、それぞれに適した肥料管理を行うものとする。また、データはグループ内で共有し、分析結果と肥培管理の妥当性について議論し、栽培技術の向上に努める。

○移植から栽培段階において、肥料は有機資材を使用するものとする。しかし、有機資材であれば、産地、メーカー、種類等は使用者に選定を委ねるものとする。

○ミネラル資材は、有機 JAS で使用可能なものについては、使用を認める。

○農薬についても同じく、有機 JAS で使用可能な薬剤については、使用を認める。

○堆肥については、協議会会員で作成した堆肥を使用する。堆肥の素材については、極力長浜市内で入手可能な有機物の使用を推奨するが、それに限るものではない。質がよく、容易に入手できる素材であれば、近隣府県から入手し、使用するのも可とする。

○栽培データはすべて記録し、会員内での共有、購入者への情報開示も積極的に行う。

○上記、基準を満たしたものは、協議会としてラベルを生産物に貼り、販売することを可能とする。